

☆ SUBARU TIMES ☆ 5月号

消費税インボイス制度～登録希望日の記載が可能に～

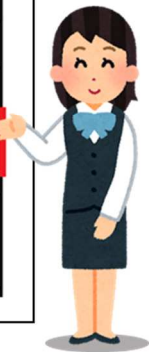
国税庁は4月1日、令和5年10月からスタートする適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る申告書等の様式の一部改正を踏まえた『『消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について』等の一部改正について』を公表しました。

令和4年度税制改正により「免税事業者の登録に関する経過措置」に見直しが行われたことなどを受けて、「適格請求書発行事業者の申請書（次葉）」等の新様式が規定されています。

希望日から適格請求書発行事業者になることが可能になりました

今回公表された「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」の新様式は、今回の改正内容を踏まえたものとなっており、例えば、「新様式の免税事業者の確認」の欄に「登録希望日」の記載欄が新たに設けられています（下申請書（一部抜粋）参照。）

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）		【2/2】	
		氏名又は名称	
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
免税事業者の確認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。		
	個人番号		
	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容		登録希望日 令和 年 月 日
確認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者		
	課税期間の初日 令和 年 月 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日		



特に、令和5年（2023年）10月2日以降に登録を希望する場合には、これにより登録日から適格請求書発行事業者になることが可能になる期間が、令和11年（2029年）9月30日までの日の属する課税期間中まで延長できることになりました。そのため、この期間内のいずれかの日を希望する登録日として記載することで、希望した登録日からインボイスの発行（＝消費税課税事業者になる＝消費税申告納税義務の発生）が可能となります。（従来通り令和5年10月1日にインボイスの発行を希望する場合は「登録希望日」の記入は不要です。）

では、インボイスの発行希望日をいつにするか。その1つの目安が「免税事業者からの課税仕入れ経過措置にかかる経過措置」になります（次ページ図参照）。

免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置

- ◆ 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など 適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」）から行った課税仕入れは原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ◆ ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



参考資料：「適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度理解のために」（国税庁）

例えば、仕入先が免税事業者である場合には、その課税仕入れ控除額のうち控除可能な割合は上図のとおり減少していきます。逆に言えば、ご自身が免税事業者である場合、取引先に同様の影響をもたらす場合があることをイメージする必要があります。まずは、取引先の状況やご意向を確認することが大切です。そのうえで、希望する登録日を判断する必要があります。

仕入税額控除とは

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引（販売等）に対して課されます。その取引時に「受け取った消費税（課税売上にかかる消費税）」から、仕入れ・経費の支払い時に「支払った消費税（課税仕入れに対する消費税）」を差し引いて納める仕組みを仕入税額控除といいます。当然、仕入税額控除の控除が全額控除可能だったものから80%・50%と減っていけば、課される消費税は増えていきます。

【参考】免税事業者の登録に関する経過措置の改正内容

「令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日に属する課税期間（改正前：令和5年10月1日の属する課税期間）に登録を受ける場合」について適用を認める（令和4年度改正後の平成28年改正法附則44）。同経過措置の適用を受ける場合の登録申請書記載事項に「登録を希望する年月日」が追加（令和4年度改正後の平成30年改正消規附則4四）。

ご不明な点等ございましたら、当事務所担当者までお問い合わせください。

令和4年5月9日発行 【担当】渡辺 崇志